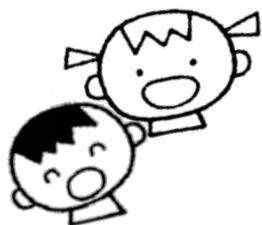


社会福祉協議会あんしんサポートねっと

# 生活支援員



## 養成研修



# 参加者募集

～高齢者や障がいのあるかたへの地域での生活をお手伝いをしてみませんか～

あんしんサポートねっと事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいにより一人で生活していくには不安があるかたが、地域で安心して暮らしていけるよう生活支援員が定期的に伺い、福祉サービスの利用援助や郵便物の確認、暮らしに必要なお金の出し入れの支援を行うものです。

この研修では、生活支援員として実際に支援を行う際に必要な知識を学びます。高齢者や障がいのあるかたへの支援に関心のあるかたのご参加をお待ちしております。

養成研修終了後に、社協の生活支援員（臨時職員）として雇用するための採用面接を行います。

○日 程 : 平成29年11月7日(火)から12月12日(火)までの全6日(実習あり)

※カリキュラム表をご覧ください。

○会 場 : 三郷市健康福祉会館5階会議室(三郷市花和田638-1)

○参加費 : 無料

○定 員 : 10人(事前申し込みが必要です)

※対象者要件をご確認ください。

○申込かた法 : 受講申込書に自筆で記入のうえ、10月31日(火)までに社協事務局へご持参ください。定員を超えた場合は書類選考となります。定員に満たない場合は、直前まで受け付けます。

○連絡先 : 三郷市社会福祉協議会地域福祉課生活支援係

[電話] 048-953-4191 [FAX] 048-953-4192

## ○対象者について

次の(1)から(5)の要件すべてに該当するかた

(1) 高齢のかたや障がいのあるかたの支援に関心のあるかた

(2) 実際に生活支援員として活動できるかた（最低月1回程度）

※雇用時には、直接福祉サービスに従事しているかた（ホームヘルパーや福祉施設職員等）や民生委員は兼任できません。

(3) 生活支援員の資質向上のために必要な研修や定例会に参加できるかた（年5回程度）

(4) 運転免許をお持ちで普通乗用車の運転ができるかた

(5) 定年は70歳です。

(6) 全日程参加できるかた

## ○採用について

養成研修を修了されたかたの中から改めて採用面接を行います。

## ○生活支援員としての活動について

(1) 社協の臨時職員となりますので、社協と雇用契約を結んでいただきます。

(2) 契約は、毎年度ごとの契約となります。

(3) 1回の活動時間は、平日午前9時から午後4時までの約1～2時間程度です。活動日時は、あらかじめサービスを利用されるかたと決めていきます。

(4) 訪問前には、専門員（社協の担当職員）より申し送りをを行い、サービス開始当初は、同行訪問を行いながら引き継ぎを行います。

(5) サービス提供時には、記録を書いてサービスの終了を報告するとともに、専門員へ申し送りします。

(6) 活動は社協の担当職員である専門員が全面的にフォローします。

## ○研修修了者について

本研修については、公的な資格を取得するためのものではありません。なお、全日程の参加をもって修了とします。

## ○あんしんサポートねっとについて

埼玉県社会福祉協議会からの受託事業です。

あんしんサポートねっと事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいにより一人で生活していくには不安があるかたが、地域で安心して暮らしていけるよう生活支援員が定期的に伺い、福祉サービスの利用援助や郵便物の確認、暮らしに必要なお金の出し入れの支援を行うものです。

### **○申し込み・お問い合わせ**

**社会福祉法人三郷市社会福祉協議会 地域福祉課生活支援係**

**〒341-0041 三郷市花和田 638-1 三郷市健康福祉会館 5階**

**〔TEL〕 048-953-4191   〔FAX〕 048-953-4192**

## 平成29年度 生活支援員養成研修カリキュラム

第1日目 11月7日(火) 9:45~15:10

第2日目 11月14日(火) 9:45~15:15

第3日目 11月21日(火) 9:45~14:00

第4日目 12月12日(火) 9:45~11:30

第5・6日目 実習については、別途日程調整を行います。

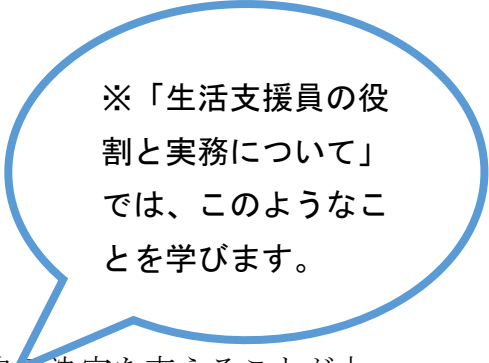
日程	No.	時間	内容	講師	会場
11/7(火)	1	9:45~10:00	養成研修について オリエンテーション	社協 地域福祉課	健康福祉会館 会議室
	2	10:00~10:30	社会福祉協議会について	社協 地域福祉課	
	3	10:45~11:45	あんしんサポート ネット事業 について	社協 地域福祉課	
	4	12:45~14:00	生活支援員の役割と実務につ いて	社協 地域福祉課	
	5	14:10~15:10	権利擁護について	社協 地域福祉課	
11/14(火)	6	9:45~10:45	生活保護による支援について	市生活ふくし課	健康福祉会館 会議室
	7	11:00~12:00	高齢者への支援について	市長寿いきがい課	
	8	13:00~14:00	ふくし総合相談室について	市ふくし総合相談室	
	9	14:15~15:15	地域包括支援センターについ て	地域包括支援セン ターみずぬま	
11/21(火)	10	9:45~12:00	障がい者への支援について	相談支援センター パティオ	健康福祉会館 会議室
	11	13:00~14:00	認知症高齢者への支援につい て	地域包括支援セン ター早稲田	
12/12(火)	12	9:45~10:45	研修の振り返り	社協 地域福祉課	健康福祉会館 会議室
	13	11:00~11:30	質疑応答、事務連絡	社協 地域福祉課	

※カリキュラムは、一部日程が変更になる場合がありますので、ご了承願います。

～生活支援員として心に留めておいて欲しいこと～

(生活支援員の手引き 2008 P129 引用)

社協の職員として支援チームの一員として地域に貢献する



※「生活支援員の役割と実務について」では、このようなことを学びます。

□ **利用者の人格を尊重する**

利用者の人格を尊重し、その訴えには十分耳を傾け、自己決定を支えることが大切です。例えば「ぼけている」という見かたから、利用者の訴えを無視したりせず、十分に聞く姿勢をもち、丁寧に対応することが大切です。時には利用者への態度、支援の経緯について振り返ってみることも必要なことです。

□ **プライバシーを尊重する**

生活支援員は、仕事の性質上、財産や利用者にとって他人に知られたくない部分に触れながら仕事を進めなければなりません。興味本位で詮索したり、知り得たことをみだりに他人に話してはいけません。

□ **利用者や家族との信頼関係を大切にする**

人に関わり、支える上で重要なのは、信頼関係です。利用者や家族との会話などコミュニケーションを大切にし、信頼関係を心得て仕事を進めることが重要です。

□ **利用者の生活の場であることを忘れない**

利用者の家庭には、それぞれの習慣があります。生活支援員の職場である以前に、利用者の生活の場であることを忘れないようにしましょう。

□ **明るく行動する**

高齢者・障がい者は、一人ひとり日常生活上いろいろな問題をかかえて懸命に生活しています。生活支援員はゆとりある態度で、明るく行動しましょう。

□ **きちんとあいさつをする**

利用者の家庭を訪問したときは、相手にわかりやすい口調で、やさしく、はっきりとあいさつをしましょう。生活支援員の第一印象はあいさつで決まり、信頼関係を構築するにあたり重要な行為です。

□ **専門員に相談する**

利用者に会う際に不安なこと、確認したいこと、利用者との会話の中で回答に困ったこと等がありましたら、すぐに専門員に相談しましょう。あなたの判断が、利用者の生活に大きな影響を与えます。そのことを念頭に置いて接しましょう。